

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について

- 1 生徒が感染した場合
 - ① 感染が確認された場合、必ず速やかに学校に知らせる。
 - ② 当該生徒について、診断された日(診断前から欠席していた場合は最終登校日の翌日)から治癒後、主治医が登校許可するまでの間、出席停止とする。
 - ③ 「**学校感染症登校許可証明書**」(本校 HP よりダウンロード可)を医療機関にて記入をしてもらい、再登校の際に担任へ提出する。
 - ④ 校内にて感染者との接触があった場合、濃厚接触者の調査が必要となる場合がある。
- 2 生徒が濃厚接触者となった場合(同居家族が感染した場合など)
 - ① 濃厚接触者である旨を把握した場合は、必ず速やかに学校に知らせる。
 - ② 当該生徒について、感染者との最終接触日から 14 日間もしくは医療機関や保健所等の公的機関から指示された期間、出席停止とする。
 - ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」(登校日初日に配布し、今後本校 HP よりダウンロード可)を再登校の際に担任へ提出する。
 - ④ 出席停止期間中に感染が判明した場合は上記 1 と同様の扱いとする。
- 3 同居家族が濃厚接触者となった場合
 - ① 生徒の同居家族が濃厚接触者である旨を把握した場合は、必ず速やかに学校に知らせる。
 - ② 当該生徒について、生徒の同居の家族が濃厚接触者である旨を把握した時点から濃厚接触者が自宅待機解除になるまでの間、出席停止とする。
 - ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。
 - ④ 出席停止期間中に感染が判明した場合は上記 1 と同様の扱いとする。
 - ⑤ 出席停止期間中に家族の感染が判明した場合は上記 2 と同様の扱いとする。
- 4 発熱及び風邪症状がある場合
 - ① 平熱より 0.5℃以上の体温(解熱剤服用も含む)や風邪症状、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害など、感染症に類する症状がある場合は、欠席し自宅で休養する。同居家族に同様の症状がある場合もこれに該当する。
 - ② 欠席の場合、保護者から学校へ欠席連絡をする。
 - i) 症状の出た日から 3 日以内に症状が消失すれば、症状が出た日から消失後 4 日経過するまで、出席停止とする。
 - ii) 症状が 4 日以上続けば、帰国者・接触者相談センターへ相談し、症状が出た日から医療機関や保健所等の公的機関から指示された期間、出席停止とする。
 - ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。
- 5 基礎疾患(呼吸器疾患・心疾患・糖尿病など)の治療中のため主治医の指示により欠席をする場合
 - ① 主治医の指示により欠席する場合は、保護者から学校へ連絡をする。
 - ② 当該生徒について、主治医に指示された期間、出席停止とする。
 - ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。